令和８年（フ）第４７８号
福岡市博多区豊１丁目６番25―602号　エスポワール空港通り
破産者　中村　裕子
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１１５７号
福岡県太宰府市坂本１丁目３番18―405号
破産者　天野久仁子
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３４６号
福岡市東区和白５丁目19番８号、前住所兵庫県尼崎市戸ノ内町３丁目６番45号　アップルハイム103
破産者　久保田真秀
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４２９号
福岡市西区富士見３丁目１番９―101号　プレミール富士見Ⅱ棟
破産者　仁禮　一樹
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４８８号
福岡市西区姪浜駅南４丁目15番38―206号　エルベ寿Ⅱ
破産者　柿添悠一郎
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４９３号
福岡県朝倉市牛木72番地１　サンパティーク・ＫＡＺＵ　Ｂ203、前住所福岡県朝倉市須川2265番地３
破産者　天野　駿介
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９１号
青森県東津軽郡平内町大字茂浦字釜場９番地３
破産者　泉　　賢志
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５７号
青森県弘前市大字茂森町154番地　メゾンドソレイユＢ号
破産者　工藤　史也
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第１７２号
福島県郡山市湖南町舟津字前田4197番地
破産者　佐藤　　健
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第６５号
福島県会津若松市石堂町５番32号　ベルメゾンサカイⅡ107、前住所福島県会津若松市石堂町12番36号
破産者　池田　春香
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第３４号
群馬県桐生市新里町新川3521番地２　モンパレス新里１号館202、前住所群馬県桐生市新里町新川2605番地
破産者　青木　翔弥
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

令和８年（フ）第５７４号
横浜市神奈川区菅田町1638番地11　ベルクレストＡ－２号
破産者　菊地　義尚
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５４６号
横浜市磯子区中原２丁目23番10号　ＮＫⅡＡ
破産者　村田　裕二
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６９７号
横浜市保土ケ谷区坂本町190番地１　イリヤード203号
破産者　福田　友明
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７７７号
横浜市港南区最戸２丁目18番26―202号
破産者　中村　瑞紀
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８０３号
神奈川県藤沢市亀井野１―13―11　シャルマン湘南101、住民票上の住所神奈川県藤沢市亀井野２丁目21番地の１　ルピナス桐ケ谷101
破産者　親泊　亮平
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第５６号
新潟県妙高市月岡２丁目11番17号　とまとハウス　201号室
破産者　山田　富治
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

令和８年（フ）第４号
滋賀県愛知郡愛荘町愛知川708番地２　Ｅ．ＫハイツⅠ　205号
破産者　宮脇　博幸
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部